

証券コード 6070
平成25年5月8日

株主各位

東京都新宿区西新宿二丁目1番1号
キャリアリンク株式会社
代表取締役社長 近藤 裕彦

第17期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第17期定時株主総会を下記により開催致しますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成25年5月22日（水曜日）午後6時までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬具

記

- | | |
|-----------------|---|
| 1. 日 時 | 平成25年5月23日（木曜日）午前10時 |
| 2. 場 所 | 東京都新宿区西新宿二丁目2番1号
京王プラザホテル 42階 高尾
(末尾の会場ご案内図をご参照ください。) |
| 3. 目的事項
報告事項 | 第17期（平成24年3月1日から平成25年2月28日まで）事業報告及び計算書類報告の件 |
| 決議事項
議 案 | 剰余金処分の件 |

以上

~~~~~  
当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

なお、本招集ご通知の事業報告、計算書類並びに株主総会参考書類の記載事項に修正が生じた場合は、修正後の事項をインターネット上の当社ウェブサイト (<http://www.careerlink.co.jp/>) に掲載致しますのでご了承ください。

## (添付書類)

# 事 業 報 告

(平成24年3月1日から)  
(平成25年2月28日まで)

### 1. 会社の現況

#### (1) 当事業年度の事業の状況

##### ① 事業の経過及び成果

当事業年度における我が国経済は、東日本大震災後の復興関連需要等により回復基調が見られたものの、世界的な景気減速による輸出や設備投資の鈍化等に加え、欧州各国の政府債務危機も依然として解消されておらず、先行き不透明な状況で推移致しました。

一方、平成24年12月の政権交代に伴い、大胆な金融緩和及び財政出動を中心とする経済政策の実施に対する期待感から、過度な円高が修正され、株価も回復してくるなど、景気回復への兆しが見られました。

人材サービス業界を取り巻く環境は、完全失業率並びに有効求人倍率が改善するなど、企業における雇用情勢面に回復基調が見られますが、国会で長らく審議されていた労働者派遣法改正の修正案審議に決着がつき、平成24年10月1日より、改正労働者派遣法が施行され、30日以内の派遣が原則禁止となり、また、平成25年4月1日より、改正高齢者雇用安定法が施行され、希望者全員を段階的に65歳まで雇用することが企業に義務づけられることになるなど、人材派遣需要に関する今後の見通しは依然として厳しい状況であります。

このような経営環境の中、当社は、主力のBPO関連事業において、官公庁向け大型プロジェクト案件への人材派遣が引き続き順調に推移したことから、予想以上の売上高及び利益があがりました。また、CRM関連事業並びに一般事務事業においては、新規案件の獲得もあったこと等から好調に推移し、製造技術系事業においては、概ね前事業年度比横ばいとなりました。

これらの結果、当事業年度の業績は、売上高17,898,653千円（前期比16.4%増）、営業利益1,031,427千円（前期比71.9%増）、経常利益981,323千円（前期比72.7%増）、当期純利益563,605千円（前期比98.9%増）となりました。

当事業年度の事業部門別の業績は、以下のとおりであります。

#### < B P O 関連事業 >

当事業は、官公庁向け大型プロジェクト案件である年金記録台帳調査業務への人材派遣において業務効率化が進捗するなど、引き続き順調に推移したことから、予想以上の売上高及び利益があがりました。

なお、年金記録台帳調査業務は、業務処理の進捗に伴い、平成25年2月期第3四半期以降、業務規模が縮小してきましたが、一方で、新たな官公庁案件を受注し、また、新規の民間B P O案件も受注するなど、当事業年度の業績に貢献致しました。

これらの結果、当事業部門の売上高は10,957,172千円（前期比8.1%増）となりました。

#### < C R M 関連事業 >

当事業は、各拠点で新規案件が順調に獲得できたことに加え、既存案件では、各案件でのシェア拡大が進んだことなどから、当事業部門の売上高は4,229,986千円（前期比55.4%増）となりました。

#### < 一般事務事業 >

当事業は、派遣規制の強化などを背景に直接雇用や業務請負に切り替える企業が増えたことから、前事業年度に引き続き事務系人材派遣需要は下げ止まらない状況が続きましたが、当事業年度は、新規に事務センターの請負案件を受注したことなどから、当事業部門の売上高は1,533,215千円（前期比17.2%増）となりました。

## <製造技術系事業>

当事業は、物流管理業務の請負や生活関連商品のピッキング作業への人材派遣案件等を新規に受注しましたが、家電及び自動車関連等国内メーカーの生産活動が低調であったことなどから、大手家電メーカーや輸出関連企業からの受注額が減少したため、当事業部門の売上高は1,178,279千円（前期比2.2%減）となりました。

(単位：千円、%)

| 事 業 区 分    | 第16期<br>(平成24年2月期)<br>(前事業年度) |          | 第17期<br>(平成25年2月期)<br>(当事業年度) |          | 前事業年度比増減<br>(△) |                 |
|------------|-------------------------------|----------|-------------------------------|----------|-----------------|-----------------|
|            | 金 額                           | 構 成<br>比 | 金 額                           | 構 成<br>比 | 金 額             | 増 減<br>(△)<br>率 |
| B P O 関連事業 | 10,136,475                    | 66.0     | 10,957,172                    | 61.2     | 820,696         | 8.1             |
| C R M 関連事業 | 2,722,320                     | 17.7     | 4,229,986                     | 23.6     | 1,507,665       | 55.4            |
| 一般事務事業     | 1,308,745                     | 8.5      | 1,533,215                     | 8.6      | 224,469         | 17.2            |
| 製造技術系事業    | 1,204,471                     | 7.8      | 1,178,279                     | 6.6      | △26,191         | △2.2            |
| 合 計        | 15,372,013                    | 100.0    | 17,898,653                    | 100.0    | 2,526,640       | 16.4            |

### ② 設備投資の状況

主として、業務効率化を目的とした営業基幹システムの改修及びネットワークのセキュリティ強化等の設備投資を行い、その総額は50,257千円がありました。

### ③ 資金調達の状況

東京証券取引所マザーズ上場に伴い公募による募集株式の発行により、資金調達を実施致しました。

|              |               |
|--------------|---------------|
| 払込期日         | 平成24年11月14日   |
| 発行した株式の種類及び数 | 普通株式 600,000株 |
| 発行価額の総額      | 231,600千円     |
| 資本組入額の総額     | 115,800千円     |

オーバーアロットメントによる株式の売出しに関連して、第三者割当増資による募集株式の発行により、資金調達を実施致しました。

|              |               |
|--------------|---------------|
| 払込期日         | 平成24年12月14日   |
| 発行した株式の種類及び数 | 普通株式 207,000株 |
| 発行価額の総額      | 79,902千円      |
| 資本組入額の総額     | 39,951千円      |

- ④ 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況  
該当事項はありません。
- ⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況  
該当事項はありません。
- ⑥ 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況  
該当事項はありません。
- ⑦ 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況  
該当事項はありません。

## (2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

| 区分                              | 第14期<br>(平成22年2月期) | 第15期<br>(平成23年2月期) | 第16期<br>(平成24年2月期) | 第17期<br>(当事業年度)<br>(平成25年2月期) |
|---------------------------------|--------------------|--------------------|--------------------|-------------------------------|
| 売上高(千円)                         | 7,184,752          | 9,204,837          | 15,372,013         | 17,898,653                    |
| 経常利益(千円)                        | 20,800             | 77,778             | 568,310            | 981,323                       |
| 当期純利益又は<br>当期純損失(△)(千円)         | △51,002            | 62,059             | 283,330            | 563,605                       |
| 1株当たり当期純利益<br>又は<br>当期純損失(△)(円) | △1,062.55          | 1,292.90           | 5,902.72           | 112.32                        |
| 総資産(千円)                         | 2,543,621          | 3,115,547          | 3,844,121          | 4,188,600                     |
| 純資産(千円)                         | 444,327            | 506,424            | 789,754            | 1,665,188                     |
| 1株当たり純資産額(円)                    | 9,256.81           | 10,550.50          | 16,453.23          | 296.98                        |

(注) 平成24年6月10日付で株式1株につき100株の株式分割を行っております。  
 なお、過年度に当該株式分割が行われたと仮定して遡及修正を行った場合  
 の1株当たり当期純利益又は当期純損失(△)及び1株当たり純資産額は  
 以下のとおりであります。

| 区分                          | 第14期<br>(平成22年2月期) | 第15期<br>(平成23年2月期) | 第16期<br>(平成24年2月期) |
|-----------------------------|--------------------|--------------------|--------------------|
| 1株当たり当期純利益又は<br>当期純損失(△)(円) | △10.63             | 12.93              | 59.03              |
| 1株当たり純資産額(円)                | 92.57              | 105.51             | 164.53             |

## (3) 重要な親会社及び子会社の状況

- ① 親会社の状況  
該当事項はありません。
- ② 重要な子会社の状況  
該当事項はありません。

#### (4) 対処すべき課題

今後の経済見通しについては、平成24年12月の政権交代に伴い、大胆な金融緩和及び財政出動を中心とする経済政策の実施に対する期待感から、景気に回復の兆しが見られますが、人材サービス業界においては、派遣規制の強化などを背景に人材派遣需要の今後の見通しは依然として厳しい状況であります。

しかしながら、官公庁においては公的業務の外部委託が引き続き進展していくものと思われ、また、民間BPO事業者への引き合い案件が活発化するなど、BPOを利用する動きは今後とも加速していくものと予想されます。

当社は、今後とも拡大が期待できるBPOに関連した事業を主力事業としていく中で、以下の取り組みを重点的に進めてまいります。

##### ① BPO関連事業の積極展開

当社が主力事業とするBPO関連事業では、次期において、年金記録台帳調査業務の規模が縮小してまいりますが、今後とも、官公庁及び地方公共団体の財政支出抑制策として市場化テストによる公的業務の外部委託が進展していくほか、民間企業におけるコア事業への経営資源の集中に伴う周辺業務の外部委託も進んでいくものと思われます。具体的には、当期中に受注した官公庁案件が堅調に稼働しており、また、民間BPO案件も受注拡大しております。

このようにBPO市場が拡大傾向にある中、当社は事業領域を拡大させるため、高スキルのマネージャーの教育・育成に努め、これまで蓄積してきた運営管理体制のノウハウや運用チームなどBPO関連事業ノウハウを社内で水平展開するとともに、今後とも、大手BPO事業者との連携を強化することでBPO関連事業を積極的に拡大展開してまいります。

##### ② 就業スタッフの高付加価値化

人材サービス業界においては、創造的な仕事ができる人材に対するニーズが、今後、ますます高くなるものと予想されます。従って、如何にして高付加価値を実現する人材を供給できる体制を作るかが、当社の収益基盤の下支えにつながると考えております。

### ③ 登録スタッフ及び就業スタッフの確保とスタッフ満足度の向上

人材サービス業界では人材派遣市場が縮小するなど、先行き厳しい見通しの状況にありますが、一方でBPOは官公庁及び地方公共団体並びに民間企業による利用が進むものと予想しております。当社はBPOに関連した事業を主力事業とし、社会情勢や顧客ニーズの変化に機敏に対応することによって事業拡大を推進してまいりますが、それを支えるのは高い専門性や豊富な経験を有する登録スタッフ及び就業スタッフの確保であります。

しかしながら、今後、我が国においては労働力人口が減少することから、優秀な人材の確保が困難になるものと予想しております。そのため、当社は、就業スタッフの満足度向上を推進する専門部署を設け、就業スタッフ重視（本位）を志向し、教育研修制度や社員への登用制度などの充実を図ることで高付加価値を実現する人材となることを支援してまいります。

当社はこれらの施策によって就業スタッフの満足度向上を図り、就業スタッフから選ばれる「日本一親身な人材サービスカンパニー」となることを目指してまいります。

### ④ 経営基盤の強化、成長速度に応じた組織体制の整備

#### a. 人材の採用と育成

当社は、BPO関連事業を主力事業とすることにより、今後、事業規模の拡大を見込んでおります。当社は、事業規模の拡大に合わせて、適宜、必要な人員を拡充してまいりますが、当社の中長期的な経営戦略を実現するには、統制の取れた組織運営を担う人材の育成が欠かせません。

総合人材サービス事業を営む当社の経営資源は“人”そのものであり、社員の能力向上なくして当社の成長は望めないものと考えております。当社は人材の採用と育成を重要な経営課題の一つとして捉え、優秀な人材を採用し、教育研修制度の充実によって人材育成に注力し、モチベーションを高めるためにも人事制度の充実を図り、社員の質的向上に努めてまいります。

また、外部環境、内部環境の変化に応じて組織を機動的に改正するなど、組織の隅々まで統制のとれた企業統治、経営管理を実現するため、成長速度に応じた組織体制を整備、構築してまいります。

### b. 情報システムの充実

今後、事業規模の拡大に伴い、業務処理量、管理コストが増加していくものと予想しております。当社は、そのような経営環境の変化に対応する情報システムの充実を図ることを重要な経営課題の一つとして、情報システム再構築による業務の効率化、就業スタッフ支援システムの高機能化等を推進してまいります。

また、インターネットは、今後、スマートフォン等の普及により、一層、個人の生活に結びついたメディアとしてその利用が拡大していくものと予想されます。当社は、このようなインターネットの進化に合わせて、今後とも積極的に新しい技術を取り入れることにより、顧客満足度の向上、就業スタッフの支援システムの充実、業務システムの効率化に取り組んでまいります。

### ⑤ コンプライアンスの重視

人材サービス業は“人”を介して役務を提供するものであり、その運営には高い倫理性の保持とコンプライアンスの徹底が重要であります。当社は労働基準法、労働者派遣法等の関連法規の遵守を始めとして、事業運営に係る全ての法令・ルールを遵守することが、当社が果たすべき社会的責任の基本であると認識しております。

当社は、関連法令に基づいた社内諸規程を整備するとともに代表取締役社長を委員長とするコンプライアンス委員会を設置し、コンプライアンスの状況を監視する体制を整えて、コンプライアンスの徹底を図っておりますが、今後ともコンプライアンス体制の実効性を確保するために、適切な運営を継続してまいります。

(5) 主要な事業内容（平成25年2月28日現在）

| 事 業 部 門     | 事 業 内 容                                                                                                                                     |
|-------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| B P O 関連事業  | 当事業では、B P O事業者（注1）が請け負ったB P O業務への人材派遣、業務効率化等の企画提案を踏まえたインセンティブ契約に基づく人材派遣、官公庁及び地方公共団体並びに企業等の業務プロセスの一部についての企画・設計から実施までの業務請負を行っております。           |
| CRM（注2）関連事業 | 当事業では、テレマーケティング事業者が請け負ったテレマーケティング業務への人材派遣並びに人材紹介、テレマーケティング事業者以外の企業等のコンタクトセンター（注3）への人材派遣並びに人材紹介、テレマーケティング事業者以外の企業等からのテレマーケティング業務の請負を行っております。 |
| 一般事務事業      | 当事業では、一般事務職をターゲットとした人材派遣、紹介予定派遣、人材紹介並びに顧客のニーズに合った一般事務の請負を行っております。                                                                           |
| 製造技術系事業     | 当事業では、製造拠点での製造・物流に係る業務について、人材派遣もしくは請負を行っております。                                                                                              |

(注) 1. B P O事業者とは、官公庁及び地方公共団体から当該業務を受託する者並びに企業等に対しては業務効率化等の企画提案を行ったうえで、当該業務を受託する者をいいます。

2. CRM (Customer Relationship Management) とは、情報システムを応用して企業が顧客と長期的な関係を築く手法のことをいいます。詳細な顧客データベースを元に、商品の売買から保守サービス、問い合わせやクレームへの対応など、個々の顧客との全てのやり取りを一貫して管理することで、顧客の利便性と満足度を高め、顧客を常連客として囲い込むことを目的としています。
3. コンタクトセンターとは、企業内において、顧客への対応を専門に行う事業所、部門のことをいいます。

(6) 主要な営業所 (平成25年2月28日現在)

| 名 称     | 所 在 地  |
|---------|--------|
| 本 社     | 東京都新宿区 |
| 東 京 支 店 | 東京都新宿区 |
| 札 幌 支 店 | 札幌市中央区 |
| 大 阪 支 店 | 大阪市北区  |
| 姫 路 支 店 | 兵庫県姫路市 |
| 福 岡 支 店 | 福岡市博多区 |
| 沖 縄 支 店 | 沖縄県那覇市 |

(7) 従業員の状況 (平成25年2月28日現在)

| 従 業 員 数 | 前 期 末 比 増 減 | 平 均 年 齢 | 平 均 勤 続 年 数 |
|---------|-------------|---------|-------------|
| 270名    | 1名増         | 33.9歳   | 3.2年        |

(注) 従業員数には、正社員のほか契約社員を含み、役員、臨時従業員(パートタイマー)及び就業スタッフは含んでおりません。

(8) 主要な借入先の状況 (平成25年2月28日現在)

| 借 入 先                     | 借 入 額     |
|---------------------------|-----------|
| 株 式 会 社 三 菱 東 京 U F J 銀 行 | 276,000千円 |
| 株 式 会 社 み ず ほ 銀 行         | 43,750千円  |

(注) 運転資金の効率的な調達を行うため、取引銀行4行と当座貸越契約を締結しております。当事業年度末における当座貸越契約に係る借入金未実行残高等は以下のとおりであります。

当座貸越限度額の総額 520,000千円

借入実行残高 12,000千円

差引額 508,000千円

(9) その他会社の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

## 2. 株式の状況（平成25年2月28日現在）

(1) 発行可能株式総数 19,200,000株

(注) 平成24年6月10日を効力発生日とした株式1株につき100株の割合での株式分割に伴い、発行可能株式総数は、18,880,000株増加しております。

(2) 発行済株式の総数 5,607,000株

(注) 1. 平成24年6月10日を効力発生日とした株式1株につき100株の割合での株式分割に伴い、発行済株式の総数は、4,752,000株増加しております。  
2. 平成24年11月14日を払込期日とする公募による新株式の発行により、発行済株式の総数が、600,000株増加しております。  
3. オーバーアロットメントによる当社株式の売出しに関連して、平成24年12月14日を払込期日とする第三者割当による新株式の発行により、発行済株式の総数は、207,000株増加しております。

(3) 株主数 1,221名

#### (4) 大株主

| 株 主 名                         | 持 株 数     | 持 株 比 率 |
|-------------------------------|-----------|---------|
| スマートキャピタル株式会社                 | 2,576,000 | 45.9%   |
| 近藤 裕彦                         | 490,400   | 8.7     |
| キャリアリンク従業員持株会                 | 355,700   | 6.3     |
| 株式会社SBI証券                     | 131,900   | 2.4     |
| 日本証券金融株式会社                    | 123,900   | 2.2     |
| 前田直典                          | 123,000   | 2.2     |
| 森村夏実                          | 78,600    | 1.4     |
| 日本マスタートラスト信託銀行<br>株式会社（信託口）   | 42,800    | 0.8     |
| 日本トラステイ・サービス信託銀行<br>株式会社（信託口） | 38,800    | 0.7     |
| 成澤素明                          | 38,500    | 0.7     |

#### (5) その他株式に関する重要な事項

平成25年3月1日以降、新株予約権（ストック・オプション）の権利行使により発行済株式の総数は157,000株増加し、平成25年3月31日現在、5,764,000株となっております。

### 3. 新株予約権等の状況

#### (1) 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況（平成25年2月28日現在）

|                        | 第4回新株予約権                                | 第5回新株予約権                                             |
|------------------------|-----------------------------------------|------------------------------------------------------|
| 発行決議日                  | 平成21年10月23日                             | 平成23年9月30日                                           |
| 新株予約権の数                | 695個                                    | 1,440個                                               |
| 新株予約権の目的となる株式の種類と数     | 普通株式<br>69,500株<br>(新株予約権1個につき<br>100株) | 普通株式<br>144,000株<br>(新株予約権1個につき<br>100株)             |
| 新株予約権の払込金額             | 新株予約権と引換えに払い込みは要しない                     | 新株予約権と引換えに払い込みは要しない                                  |
| 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 | 新株予約権1個当たり<br>6,000円<br>(1株当たり 60円)     | 新株予約権1個当たり<br>7,000円<br>(1株当たり 70円)                  |
| 権利行使期間                 | 平成23年12月1日から<br>平成29年12月31日まで           | 平成25年10月1日から<br>平成31年9月30日まで                         |
| 行使の条件                  | 注1                                      | 注2                                                   |
| 役員の保有状況                | 取締役<br>(社外取締役を除く)                       | 新株予約権の数<br>665個<br>目的となる株式数<br>66,500株<br>保有者数<br>6名 |
|                        | 社外取締役                                   | 新株予約権の数<br>30個<br>目的となる株式数<br>3,000株<br>保有者数<br>1名   |

(注) 1. 第4回新株予約権の行使の条件は以下のとおりであります。

- (1) 新株予約権者については、以下に掲げる条件の全てを満たすこと。
  - ① 新株予約権者が新株予約権の付与時から行使時点まで、当社の取締役、監査役又は従業員（以下、この三者を併せて「役員・社員」という。）たる地位を保有していること。ただし、以下に掲げる事由により当社の役員・社員たる地位を失った者は、当社の役員・社員たる地位を有しているものとみなす。
  - a. 当社の取締役又は監査役
    - 任期満了による退任、会社都合により退職した場合、その他正当な事由があると当社取締役会が認めた場合

- b. 当社の従業員  
定年退職、社命による転籍、その他正当な事由があると当社取締役会が認めた場合
- ② 新株予約権者が、行使時点で、以下に掲げる場合のいずれにも該当しないこと。
- a. 当社の就業規則に基づく諭旨解雇又は懲戒解雇の決定があった場合
  - b. その他②a. に準ずる事由のある場合
- (2) 新株予約権者の相続人については、相続発生の直前において新株予約権者が(1)の条件を全て満たしていること。
- (3) 当社普通株式が証券取引所に上場された日から3ヶ月を経過していること。
2. 第5回新株予約権の行使の条件は以下のとおりであります。
- (1) 新株予約権者については、以下に掲げる条件の全てを満たすこと。
- ① 行使の条件
    - a. 当社の取締役  
新株予約権発行時において当社の取締役である者は、新株予約権の権利行使時まで当社又は当社の子会社の取締役・監査役・顧問又はこれに準ずる地位を保有していること。ただし、株式上場後に任期満了や会社都合により退任・退職した場合やその他取締役会が認めた場合はこの限りでない。
    - b. 当社の従業員  
新株予約権発行時において当社の従業員である者は、新株予約権の権利行使時まで当社又は当社の子会社の従業員・取締役・監査役又はこれに準ずる地位を保有していること。ただし、会社都合により退職した場合やその他取締役会が認めた場合はこの限りでない。
  - ② 新株予約権者が、行使時点で、以下に掲げる場合のいずれにも該当しないこと。
    - a. 当社の就業規則に基づく諭旨解雇又は懲戒解雇の決定があった場合
    - b. その他②a. に準ずる事由のある場合
- (2) 新株予約権者が死亡した場合は、新株予約権の相続は認めないものとする。ただし、取締役会が認めた場合はこの限りではない。
- (3) 当社普通株式が証券取引所に上場された日から3ヶ月を経過していること。
- (2) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況  
該当事項はありません。

## 4. 会社役員の状況

### (1) 取締役及び監査役の状況（平成25年2月28日現在）

| 会社における地位 | 氏 名   | 担当及び重要な兼職の状況                                 |
|----------|-------|----------------------------------------------|
| 代表取締役社長  | 近藤 裕彦 |                                              |
| 専務取締役    | 平松 武洋 | 管理本部長兼経営企画室長                                 |
| 取締役      | 森村 夏実 | 営業企画部長                                       |
| 取締役      | 森川 正志 | 管理部長                                         |
| 取締役      | 成澤 素明 | 営業本部長                                        |
| 取締役      | 出口 誠  | 営業二部長                                        |
| 取締役      | 三浦 一郎 | 立命館大学教授                                      |
| 常勤監査役    | 岸本 雅晴 |                                              |
| 監査役      | 森 優   | 森社会保険労務士事務所所長<br>株式会社ホビーベースイエロー<br>サブマリン 監査役 |
| 監査役      | 中畠 正喜 | 税理士<br>一般社団法人日本養豚協会 参与                       |

- (注) 1. 取締役三浦一郎氏は、社外取締役であります。  
 2. 監査役岸本雅晴氏及び監査役中畠正喜氏は、社外監査役であります。  
 3. 監査役中畠正喜氏は、税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。  
 4. 当社は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として取締役三浦一郎氏を指定し、同取引所に届け出ております。  
 5. 当事業年度中における取締役の地位及び担当等の異動は以下のとおりであります。

| 氏名    | 異動前                 | 異動後                       | 異動年月日       |
|-------|---------------------|---------------------------|-------------|
| 平松 武洋 | 専務取締役<br>管理本部長      | 専務取締役<br>管理本部長<br>兼経営企画室長 | 平成24年12月25日 |
| 森村 夏実 | 取締役営業本部長<br>兼営業企画部長 | 取締役営業企画部長                 | 平成24年3月1日   |
| 成澤 素明 | 取締役営業一部長            | 取締役営業本部長                  | 平成24年3月1日   |

## (2) 取締役及び監査役の報酬等

| 区分             | 員数          | 報酬等の額                  |
|----------------|-------------|------------------------|
| 取<br>（うち社外取締役） | 7名<br>(1名)  | 69,661千円<br>(2,250千円)  |
| 監<br>（うち社外監査役） | 3名<br>(2名)  | 13,275千円<br>(11,025千円) |
| 合<br>（うち社外役員）  | 10名<br>(3名) | 82,936千円<br>(13,275千円) |

(注) 1. 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

2. 取締役の報酬限度額は、平成20年5月29日開催の第12期定時株主総会において、年額300,000千円以内(ただし、使用人分給与は含まない。)との決議をいただいております。また別枠で、平成21年10月23日開催の臨時株主総会において、ストック・オプション報酬額として年額30,000千円以内並びに平成23年9月30日開催の臨時株主総会において、ストック・オプション報酬額として年額10,080千円以内との決議をいただいております。
3. 監査役の報酬限度額は、平成18年5月12日開催の第10期定時株主総会において、年額50,000千円以内との決議をいただいております。

### (3) 社外役員に関する事項

- ① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係
- a. 取締役三浦一郎氏は、立命館大学の教授であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。
  - b. 監査役中畠正喜氏は、一般社団法人日本養豚協会の参与であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。

### ② 当事業年度における主な活動状況

|          | 出席状況及び発言状況                                                                                                                                      |
|----------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 取締役 三浦一郎 | 当事業年度に開催された取締役会19回のうち19回に出席致しました。主に専門分野である経営学の専門家としての知見と経験に基づき、取締役会の意思決定の妥当性及び適正性を確保すべく、議案の審議に必要な発言を適宜行っております。                                  |
| 監査役 岸本雅晴 | 当事業年度に開催された取締役会19回のうち19回、監査役会設置後の監査役会17回のうち17回に出席致しました。常勤監査役として多くの主要会議にも出席し、取締役の職務執行及び取締役会決議における意思決定の過程が適切であるかどうか等の観点から、議案・審議に関して適宜必要な意見を述べました。 |
| 監査役 中畠正喜 | 当事業年度に開催された取締役会19回のうち19回、監査役会設置後の監査役会17回のうち17回に出席致しました。主に税理士としての専門的な見地などから、取締役の職務執行及び取締役会決議における意思決定の過程が適切であるかどうか等の観点から、議案・審議に関して適宜必要な意見を述べました。  |

### ③ 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役及び各社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。

## 5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称 有限責任 あづさ監査法人

(2) 報酬等の額

|                                | 金額       |
|--------------------------------|----------|
| 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額            | 21,000千円 |
| 当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 22,000千円 |

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

(3) 非監査業務の内容

当社は、有限責任 あづさ監査法人に対して、株式上場に係るコンフォートレターの作成業務についての対価を支払っております。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

取締役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、監査役会の同意を得たうえで、又は、監査役会の請求に基づいて、会計監査人の解任又は不再任を株主総会の会議の目的とすることと致します。

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任致します。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告致します。

(5) 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

## 6. 業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他の会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

なお、「内部統制システムの整備に関する基本方針」は、平成21年5月15日開催の取締役会において決議され、平成22年10月15日開催の取締役会決議において、子会社を合併したこと等により一部改訂致しました。

### (1) 内部統制システムの整備に関する基本方針

- ① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
  - a. 当社は、取締役、従業員を含め全員に対して定めた企業理念・行動規範を遵守し、それらの実施については、取締役が自ら率先垂範し、企業理念・行動規範を社内情報共有システムへ配信するとともにクレドカードを配布するなど、従業員に対してその周知徹底を図る。
  - b. 代表取締役社長（以下、「社長」という。）を委員長とするコンプライアンス委員会は、コンプライアンス体制の整備・維持・向上を統括するとともに、コンプライアンス委員会事務局を管理部人事総務課に設置し、当社のコンプライアンス体制の実効性を確保する。
  - c. 当社の内部統制システムを構築・整備・維持・向上するために、管理部を推進部署として設置した内部統制改善プロジェクトは、その活動経過及び内容について会計監査人と協議し、社長に報告し承認を得る。
  - d. 内部監査室は、内部統制システムの整備状況監査を実施し、その結果を社長に報告し、合わせて監査役との定期会合において内部統制システムの整備状況について意見交換を行う。
  - e. 取締役は、当社における重大な法令違反その他コンプライアンスに関する重要な事実を発見した場合には、直ちに監査役に報告するものとし、遅滞なく取締役会において報告する。
  - f. 当社は、内部通報規程に規定している法令違反その他コンプライアンスに関する内部通報制度を活用し、その有効性を確保する。

- g. 当社は、反社会的勢力対応規程に則り、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体に関しては、毅然とした態度をもって対応し、不当な要求や取引の要請は断固として排除する。
- h. 監査役は、当社の法令遵守体制及び内部通報制度の運用に問題があると認めるときは、意見を述べるとともに、改善を求めることができる。

② 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- a. 当社は、資金管理、資産活用、個別取引、事故、災害その他企業活動全般に係る個々のリスクについて定めた与信管理規程並びに危機管理規程等に則り、リスクの認識・識別、分析・評価を行うとともに、既存の個別リスクに応じた総括的な形態別事業リスク分類に基づきカテゴリーごとに決められた管理責任者により、リスク管理体制を整備・維持・運用する。
- b. 当社は、不測の事態を想定して定めた危機管理規程に則り、不測の事態が発生した場合には、同規程に基づき社長を本部長とした対策本部及び状況に応じた下部組織を設置し、迅速な対応を行い、損害を極小化する体制を整える。

③ 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- a. 当社は、取締役の職務執行に係る情報については、経営情報管理等を行う基幹システム(Staff2000・SuperStream)の適正な運用により厳正に管理するとともに、取締役の職務執行の決定に係る重要文書を保存し、文書管理規程に基づき、以下の各号に定める文書を関連資料とともに、その保存媒体に応じて適切かつ確実に保存・管理することとし、必要に応じ10年間は閲覧権限を有する者が閲覧可能な状態を維持する。
  - (a) 株主総会議事録
  - (b) 取締役会議事録
  - (c) 票議書
  - (d) 重要な契約書

- (e) 会計帳簿、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、事業報告、附属明細書、個別注記表、勘定科目明細書、その他決算書類
- (f) 税務署その他の行政機関、金融商品取引所に提出した書類の写し
- b. 当社は、情報セキュリティ規程、個人情報適正管理規程を適正に運用し、会社情報の不正な使用・開示・漏洩を防止する。
- ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- a. 当社は、取締役会の運営について定めた取締役会規程に則り、取締役会を原則月1回定期的に開催する他、必要に応じて臨時に開催する。また、社外取締役の参加により、経営の透明性と健全性の維持に努める。
  - b. 当社は、職務権限規程及び各取締役の職務分掌により、取締役の職務執行が効率的かつ適正に行われることを確保する。
  - c. 取締役会の効率的な運営に資することを目的として設置された経営会議は、取締役会から委嘱された範囲内で職務を執行する。
  - d. 当社は、中期経営計画及び同計画に基づく各年度事業計画を策定し、予算制度に基づく適正な経営管理に努める。
- ⑤ 監査役の職務を補助すべき使用人に関する事項と当該使用人の取締役からの独立性に関する事項
- 当社は、監査役がその職務を補助すべき使用人を求めた場合、監査役補助者を置く。なお、監査役補助者の任命、解任、人事異動、評価等は監査役と協議の上、取締役会が決定することとし、監査役補助者の取締役からの独立性を確保する。
- ⑥ 取締役及び使用人が、監査役に報告をするための体制、その他の監査役への報告に関する体制、その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制及び監査役の必要に応じて顧問弁護士や税理士、社会保険労務士その他の外部専門家に相談できる体制を確保するための体制

- a. 取締役は、取締役会において、適時、担当する業務の執行状況を報告する。
- b. 取締役及び使用人は、監査役が出席する経営会議の他、営業推進会議等の業務執行又は業績に関する会議において、業務又は業績に影響を与える重要な事項を報告する。なお、監査役はいつでも必要に応じて取締役及び使用人に対して報告を求めることができる。
- c. 取締役は、コンプライアンス規程に基づき、当社における重大な法令違反その他のコンプライアンス上の重要な事実を発見した場合には直ちに監査役に報告する。
- d. 監査役は、社長との定期的な協議、内部監査室との意見交換を通じて執行部門との意思疎通を十分に図る。
- e. 監査役は、当社の重要な意思決定の文書である稟議書、議事録を閲覧し、常勤監査役は、その他に内部統制に係る各種会議及び主要会議体にオブザーバーとして出席する。

#### ⑦ 財務報告の信頼性を確保するための体制

当社は、財務報告の信頼性を確保するため、財務報告に係る内部統制が有効に行われる体制を整備、維持する。

### (2) 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

#### ① 反社会的勢力との関係遮断についての基本方針

当社は、暴力団、暴力団構成員、準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動標榜ゴロ、政治活動標榜ゴロ、特殊知能暴力集団等の反社会的勢力（以下、「反社会的勢力」という。）との関係を一切遮断する。

#### ② 整備状況

当社は、反社会的勢力との関係排除は企業としての重要な社会的責任と強く認識し、行動規範には公正な取引などとともに反社会的行為への関与の禁止を明記し、役員及び従業員にそれらの周知徹底を図っております。実務面では、新規取引先については、取引開始前にインターネット検索サイトなどをを利用して反社調査チェックを行うことを与信管理規程及び購買管理規程に規定し、取引先との間で反社会的勢力排除条項の入った契約書又は覚書を締結するほか、反社会的勢力

による不当要求など万一の場合に備えて、反社会的勢力対応マニュアルを規定しております。また、社団法人警視庁管内特殊暴力防止対策連合会に加入するとともに、平素から各事業所の所轄警察署及び都道府県暴力追放運動推進センター等外部専門機関との連携、情報収集に努めております。

~~~~~  
本事業報告に記載の金額は、表示単位未満を切り捨てております。
また、比率は表示単位未満を四捨五入しております。

貸 借 対 照 表

(平成25年2月28日現在)

(単位:千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	3,867,267	流 動 負 債	2,037,053
現 金 及 び 預 金	2,549,711	短 期 借 入 金	12,000
売 掛 金	1,126,958	1 年 内 償 還 予 定 の 社 債	161,000
仕 掛 品	66,786	1 年 内 返 済 予 定 の 長 期 借 入 金	284,774
貯 藏 品	1,708	未 払 金	867,569
前 払 費 用	27,487	未 払 費 用	143,580
繰 延 税 金 資 産	61,526	未 払 法 人 税 等	289,723
未 収 入 金	21,214	未 払 消 費 税 等	224,280
そ の 他	12,612	預 り 金	3,433
貸 倒 引 当 金	△738	賞 与 引 当 金	50,691
固 定 資 産	321,332	固 定 負 債	486,357
有 形 固 定 資 産	65,490	社 債	303,000
建 物	31,601	長 期 借 入 金	117,428
車両・運搬具	115	退 職 給 付 引 当 金	11,700
工具、器具及び備品	33,773	資 産 除 去 債 務	29,300
無 形 固 定 資 産	47,815	そ の 他	24,928
ソ フ ト ウ エ ア	44,156	負 債 合 計	2,523,411
そ の 他	3,659	(純 資 産 の 部)	
投 資 そ の 他 の 資 産	208,026	株 主 資 本	1,664,923
投 資 有 価 証 券	1,545	資 本 金	365,751
出 資 金	10	資 本 剰 余 金	212,110
破 産 更 生 債 権 等	518	資 本 準 備 金	212,110
長 期 前 払 費 用	2,730	利 益 剰 余 金	1,087,061
繰 延 税 金 資 産	1,657	そ の 他 利 益 剰 余 金	1,087,061
敷 金 及 び 保 証 金	161,620	繰 越 利 益 剰 余 金	1,087,061
長 期 性 預 金	31,000	評 価 ・ 換 算 差 額 等	265
そ の 他	9,462	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	265
貸 倒 引 当 金	△518	純 資 産 合 計	1,665,188
資 産 合 計	4,188,600	負 債 純 資 産 合 計	4,188,600

(注) 記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(平成24年3月1日から)
(平成25年2月28日まで)

(単位:千円)

科 目	金 額
売 上 高	17,898,653
売 上 原 価	14,685,594
売 上 総 利 益	3,213,059
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	2,181,632
營 業 利 益	1,031,427
營 業 外 収 益	
受 取 利 息	280
有 価 証 券 利 息	249
受 取 配 当 金	40
補 助 金 収 入	140
そ の 他	41
	751
營 業 外 費 用	
支 払 利 息	13,360
社 債 利 息	3,226
社 債 発 行 費 償 却	6,678
株 式 公 開 費 用	14,123
株 式 交 付 費	7,983
そ の 他	5,482
	50,855
經 常 利 益	981,323
税 引 前 当 期 純 利 益	981,323
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	421,037
法 人 税 等 調 整 額	△3,320
当 期 純 利 益	563,605

(注) 記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(平成24年3月1日から)
平成25年2月28日まで)

(単位：千円)

	株主資本等変動計算書						
	資本金	資本			益		株主資本合計
		資本準備金	資本	剰余金	の 利 益 剩 余 金	他 利 益 剩 余 金	
当期首残高	210,000		56,359	56,359	523,455	523,455	789,815
事業年度中の変動額							
新株の発行	155,751	155,751	155,751				311,502
当期純利益					563,605	563,605	563,605
株主資本以外の 項目の事業年度中の 変動額(純額)							
事業年度中の変動額合計	155,751	155,751	155,751	563,605	563,605	875,107	
当期末残高	365,751	212,110	212,110	1,087,061	1,087,061	1,664,923	

	評価・換算差額等			純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計		
当期首残高	△60	△60	789,754	
事業年度中の変動額				
新株の発行			311,502	
当期純利益			563,605	
株主資本以外の 項目の事業年度中の 変動額(純額)	326	326	326	
事業年度中の変動額合計	326	326	875,434	
当期末残高	265	265	1,665,188	

(注) 記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① その他有価証券

- ・時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

② たな卸資産

- ・仕掛品

個別法による原価法（収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

- ・貯蔵品

最終仕入原価による原価法（収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

定率法を採用しております。

ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）については定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 10～15年

車両運搬具 3年

工具、器具及び備品 5～15年

また、平成19年3月31日以前に取得したものについては、償却可能限度額まで償却が終了した事業年度の翌事業年度から5年間で均等償却する方法によっております。

② 無形固定資産

定額法を採用しております。

ただし、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

(3) 繰延資産の処理方法

社債発行費

支出時に全額費用として処理しております。

株式交付費

支出時に全額費用として処理しております。

(4) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当事業年度負担額を計上しております。

③ 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度の末日における退職給付債務の見積額に基づき計上しております。

(5) その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

2. 会計方針の変更に関する注記

(1) 1株当たり当期純利益に関する会計基準等の適用

当事業年度より、「1株当たり当期純利益に関する会計基準」（企業会計基準第2号 平成22年6月30日）、「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第4号 平成22年6月30日公表分）及び「1株当たり当期純利益に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第9号 平成22年6月30日）を適用しております。

(2) 減価償却方法の変更

法人税法の改正に伴い、平成24年4月1日以降に取得した有形固定資産については、改正後の法人税法に基づく減価償却の方法に変更しております。なお、この変更に伴う損益への影響は軽微であります。

3. 追加情報

(会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準等の適用)

当事業年度の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正より、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」（企業会計基準第24号 平成21年12月4日）及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第24号 平成21年12月4日）を適用しております。

4. 貸借対照表に関する注記

資産から直接控除した減価償却累計額

建物	33, 580千円
車両運搬具	115千円
工具、器具及び備品	73, 119千円

5. 株主資本等変動計算書に関する注記

- (1) 当事業年度の末日における発行済株式の数

普通株式 5, 607, 000株

- (2) 当事業年度の末日における自己株式の数

該当事項はありません。

- (3) 当事業年度中に行った剰余金の配当に関する事項

基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が当事業年度末後となるもの

決議予定	株式の種類	配当の原資	配当金の総額	1株当たり配当金	基準日	効力発生日
平成25年 5月23日 定時株主総会	普通株式	利益 剰余金	78, 498千円	14. 00円	平成25年 2月28日	平成25年 5月24日

- (4) 当事業年度の末日における当社が発行している新株予約権の目的となる株式の数

普通株式 720, 400株

6. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

賞与引当金	19,268千円
未払事業所税	13,957千円
未払事業税	23,692千円
退職給付引当金	4,266千円
未払役員退職慰労金	8,885千円
資産除去債務	10,443千円
その他	7,968千円
繰延税金資産小計	88,479千円
評価性引当額	△19,433千円
繰延税金資産合計	69,046千円
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	△147千円
その他	△5,715千円
繰延税金負債合計	△5,862千円
繰延税金資産の純額	63,183千円

7. リースにより使用する固定資産に関する注記

該当事項はありません。

8. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社では、資金調達については、必要な資金を主に銀行借入、社債発行により調達しております。また、一時的な余資は安全性の高い金融資産で運用しております。なお、デリバティブ取引は行っておりません。

② 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。投資有価証券はその他有価証券であるため、市場価格の変動リスクに晒されております。また、敷金及び保証金は貸主の信用リスクに晒されております。短期借入金、未払金、未払消費税等、社債、長期借入金については流動性リスクに、また、短期借入金、社債、長期借入金については、支払金利の変動リスクにも晒されております。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

a. 信用リスクの管理

営業管理規程、与信管理規程に従い、営業債権について、担当部門が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

b. 市場リスクの管理

投資有価証券については、定期的に時価や発行体の財務状況等を把握し、また、市況や発行体との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

c. 流動性リスクの管理

借入金、社債、未払金に係る流動性リスクについては、各部署からの報告に基づき担当部署が適時に資金繰計画を作成、更新するとともに、十分な手元現預金と未使用の当座貸越契約で十分に備えております。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

⑤ 信用リスクの集中

該当事項はありません。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

平成25年2月28日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、以下のとおりであります。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額	時 価	差 額
(1) 現金及び預金	2,549,711	2,549,711	—
(2) 売掛金	1,126,958	1,126,958	—
(3) 投資有価証券			
その他有価証券	1,545	1,545	—
(4) 敷金及び保証金	161,620	161,473	△147
資産計	3,839,835	3,839,688	△147
(1) 短期借入金	12,000	12,000	—
(2) 未払金	867,569	867,569	—
(3) 未払費用	143,580	143,580	—
(4) 未払法人税等	289,723	289,723	—
(5) 未払消費税等	224,280	224,280	—
(6) 社債(1年内償還予定の 社債を含む)	464,000	466,360	2,360
(7) 長期借入金(1年内返済 予定の長期借入金を含む)	402,202	399,944	△2,257
負債計	2,403,355	2,403,458	102

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法に関する事項

資産

(1)現金及び預金、(2)売掛金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3)投資有価証券

これらの時価については、株式は取引所の価格によっております。

(4)敷金及び保証金

敷金及び保証金の時価については、将来キャッシュ・フローを安全性の高い長期の債券の利回りで割り引いた現在価値により算定しております。

負債

(1)短期借入金、(2)未払金、(3)未払費用、(4)未払法人税等、(5)未払消費税等

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(6) 社債

社債の時価については、一定の期間ごとに区分した元利金の合計額を同様の新規発行を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(7) 長期借入金

長期借入金の時価については、一定の期間ごとに区分した元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

2. 金銭債権の決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
現金及び預金	2,549,711	—	—	—
売掛金	1,126,958	—	—	—
合計	3,676,669	—	—	—

(注) 敷金及び保証金は償還予定を見積もっているため、上表には含めておりません。

3. 短期借入金、社債及び長期借入金の決算日後の返済予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超2年以内	2年超3年以内	3年超4年以内	4年超5年以内	5年超
短期借入金	12,000	—	—	—	—	—
社債	161,000	129,000	94,000	60,000	20,000	—
長期借入金	284,774	117,428	—	—	—	—
合計	457,774	246,428	94,000	60,000	20,000	—

9. 賃貸等不動産に関する注記

該当事項はありません。

10. 関連当事者との取引に関する注記

該当事項はありません。

11. 1株当たり情報に関する注記

- | | |
|----------------|---------|
| (1) 1株当たり純資産額 | 296円98銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益 | 112円32銭 |

(注) 1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益は、当事業年度に行いました株式の分割が当事業年度の期首に行われたと仮定してそれぞれ算定しております。

12. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

13. 連結配当規制適用会社に関する注記

該当事項はありません。

14. その他の注記

該当事項はありません。

会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成25年4月11日

キャリアリンク株式会社

取締役会 御中

有限责任 あづさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 山 本 守 印
業務執行社員 指定有限責任社員 公認会計士 加 藤 雅 之 印
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、キャリアリンク株式会社の平成24年3月1日から平成25年2月28日までの第17期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成24年3月1日から平成25年2月28日までの第17期事業年度の取締役の職務の執行に関して各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告致します。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査致しました。

また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が、法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして、会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明致しました。

以上の方針に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討致しました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討致しました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相當であると認めます。

平成25年4月12日

キャリアリンク株式会社 監査役会
常勤監査役（社外監査役） 岸 本 雅 晴 印
監 査 役 森 優 印
監 査 役（社外監査役） 中 畠 正 喜 印

以上

株主総会参考書類

議 案 剰余金処分の件

当社は、株主の皆様への利益還元を経営上の重要課題と位置づけており、成長を持続させるための事業展開と経営基盤強化のために必要な内部留保を確保しつつ、経営成績並びに経営全般を総合的に判断し、適正で安定した配当を継続実施していくことを基本方針としております。この基本方針に基づき、第17期の期末配当につきましては、以下のとおりと致したいと存じます。

期末配当に関する事項

1. 配当財産の種類

金銭と致します。

2. 配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金14円とさせて頂きたいと存じます。

なお、この場合の配当総額は78,498,000円となります。

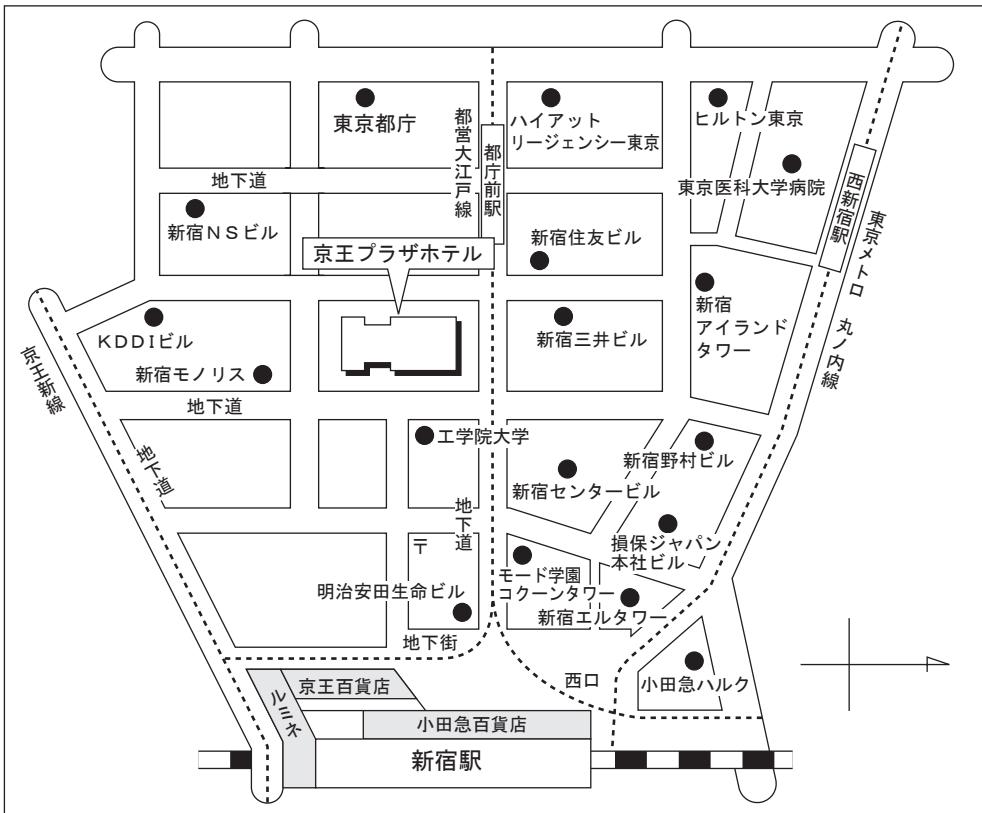
3. 剰余金の配当が効力を生じる日

平成25年5月24日と致したいと存じます。

以上

株主総会会場ご案内図

会 場 東京都新宿区西新宿二丁目2番1号
京王プラザホテル 42階「高尾」



交通のご案内

JR・私鉄・地下鉄「新宿駅」(西口)
東京メトロ丸ノ内線「西新宿駅」
下車徒歩5分
都営地下鉄大江戸線「都庁前駅」直結